

逗子市都市公園条例の一部改正に関する説明会 次第

日 時 令和8年9月6日（日）
10時00分から
場 所 逗子市役所5階会議室

- 1 開 会
- 2 条例の一部改正に関する説明
- 3 質疑応答
- 4 閉 会

配布資料

- ・逗子市都市公園条例の一部を改正する条例の概要
- ・条例の一部改正に関する説明資料
- ・新旧対照表（抜粋）

逗子市都市公園条例の一部を改正する条例の概要

■改正の趣旨

（仮称）小坪2丁目公園（所在地：小坪2丁目1042-1）を令和9年度に開園するにあたり、公園の名称、位置並びに有料駐車場及びその開場時間等を追加するため、都市公園条例の一部を改正します。

■主な改正内容

（１）近隣公園への名称の追加（別表第１（第２条関係））

４箇所目の近隣公園として公園名称と所在地を追加します。

種 別	名 称	位 置（代表地番）
近隣公園	小坪はれやま公園	逗子市小坪2丁目1042番1

（２）駐車場の開場時間（別表第３（第６条関係））

公園内に有料駐車場を新たに３箇所新設し、開場時間を追加します。

有料の公園施設の種類の	開場時間
駐車場	終日

（３）駐車場の料金設定（別表第５（第１３条関係）の５の表）

有料駐車場の料金設定や時間の区分などを追加します。

単 位	金 額
午後７時から午後８時まで １時間につき	400円
午後８時から午前７時まで １時間につき	800円

【参考情報】

□逗子市都市公園条例とは

市内の都市公園（公共の公園や緑地）の設置と管理に関するルールを定めた条例であり、公園などの施設を安全・快適に利用するための基本的な決まりを定めています。

□今後のスケジュールなど

（１）パブリックコメントの実施

この改正案について、次のとおり皆様のご意見を広く募集します。

意見募集期間：令和8年9月9日（水）～ 令和8年10月8日（木）

（２）その他

今秋以降に第2期工事として残りの園路整備や、駐車場の整備などを行います。

（公園の整備工事に関する近隣住民向け説明会は別途開催予定です。）

市民説明会

逗子市都市公園条例の一部改正について

提供: 逗子ドローンクラブ

本日の流れ

○都市公園条例の一部改正について

- ・主な改正内容について
- ・(仮称)小坪2丁目公園の概要について
- ・公園名称の決定について

○今後のスケジュールなどについて

- ・パブリックコメントの実施
- ・その他

○質疑応答

逗子市都市公園条例とは？

【目的】

・市内の都市公園（公共の公園や緑地）の **設置と管理** に関するルールを定めた条例であり、公園などの施設を安全・快適に利用するための **基本的な決まり** を定めています。

※根拠法：国の都市公園法（昭和31年法律第79号）

逗子市都市公園条例とは？

【主な内容】

項目	内容
公園の種類	地区公園、特殊公園、 近隣公園 、街区公園、緑地
主な規定	公園の種類、施設基準、利用ルール、使用許可、料金
有料施設	テニスコート、野球場、 駐車場 など
使用料	施設ごとの料金を規定

都市公園条例の一部改正について

【今回の改正内容】

主な改正点

- (1) 4箇所目の近隣公園として公園名称と所在地を追加すること
- (2) 有料駐車場を新たに3箇所新設すること
- (3) 有料駐車場の料金設定を追加すること

主な改正内容（1）

【公園名称と所在地の追加】

種別	名称	位置(代表地番)
近隣公園	小坪はれやま公園	逗子市小坪2丁目1042番1

※面積:23,646m²

(仮称)小坪2丁目公園の概要

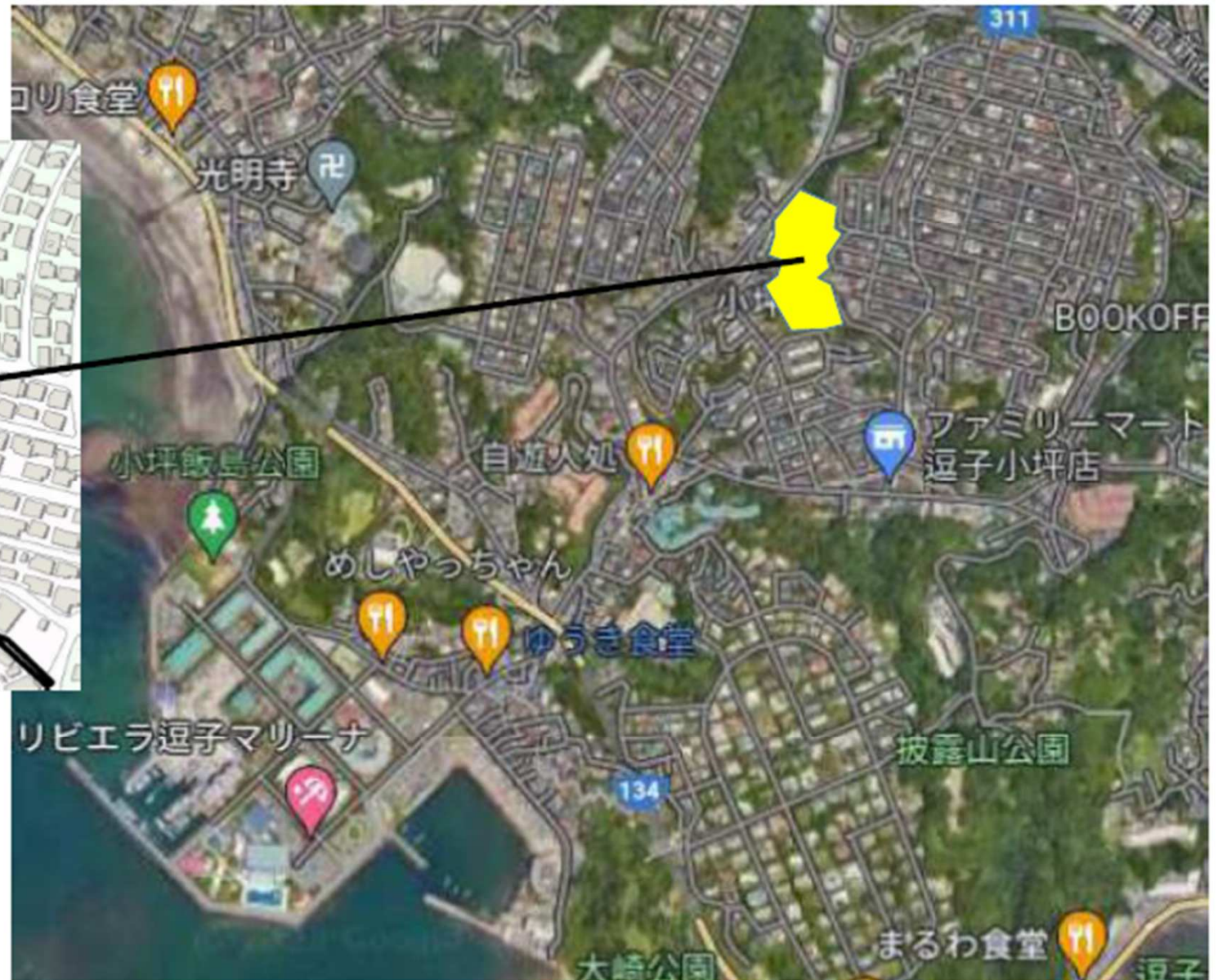
【開園に向けて】

- ・ 広く開けた土地を最大限生かして、災害時に柔軟に対応できる公園として、公衆トイレ、園路、駐車場などの整備を行っています。
- ・ 令和9年4月の開園を予定しています。

※整備内容に関しては今後、工事説明会を開催予定です

(仮称)小坪2丁目公園の概要

【位置】



公園名称の決定について

「小坪はれやま公園」

公園名称の決定について

【募集状況】

- ・対象：市内在住・在勤・在学者
- ・期間：令和8年6月26日～7月23日
- ・名称案の応募数：129件
- ・応募の多かったキーワード：
 - 「小 坪」約40件
 - 「はげ山」約30件

※名称案をもとに選考委員会で選考を行い、次の理由から名称を決定しました。

【名称決定の理由】

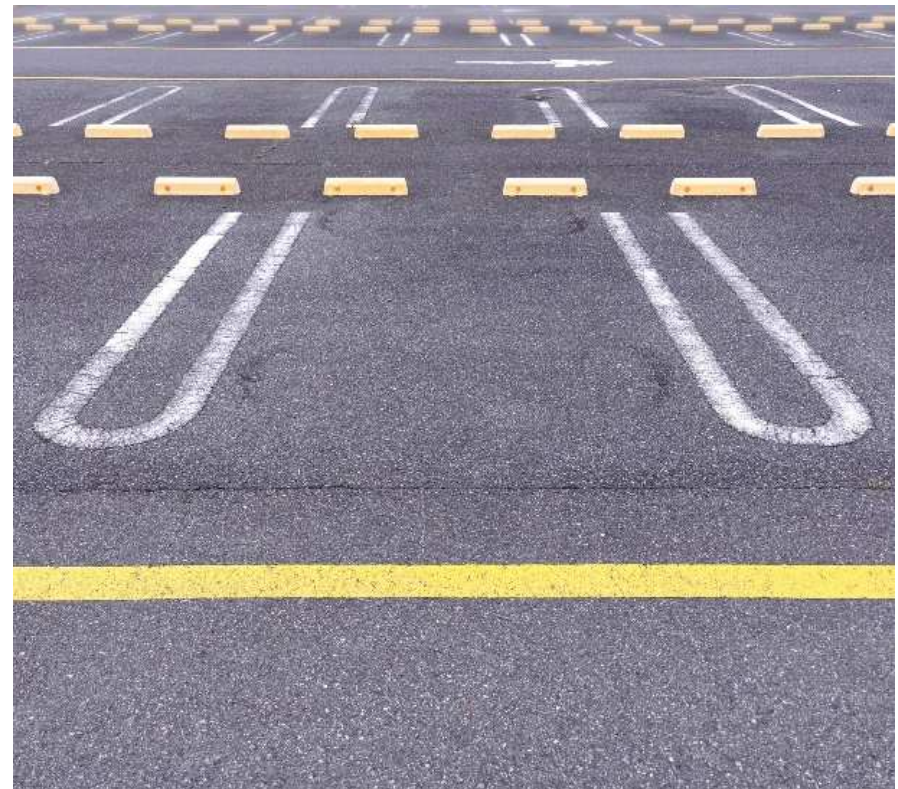
- ・近隣公園としての位置付けから特定地域名ではなく、応募数も多かった「小坪」が頭に付いている名称を選定しました。
- ・「はげ山」という地域で親しまれた呼び名を尊重すべきである一方、公共施設の名称としては、多様な価値観を持つ利用者への配慮が必要と考えました。

そのため、従来の呼称の音の響きを受け継ぎつつ、高台で空が広く開けた景観イメージを持つ「小坪晴山公園」を採用し、親しみやすさを表現する観点から、「はれやま」をひらがなとしました。

主な改正内容（2）

【有料駐車場を新たに3箇所新設すること】

位置	台数(予定)
南側	3台
東側	5台
北側	7台



※障がい者用の無料駐車場を東側のトイレ付近に2台設置予定

有料駐車場の位置



主な改正内容（3）

【開場時間や料金を設定します】

有料の公園施設の種類	開場時間
駐車場	終日

単位	金額
午前7時から午後8時まで 1時間につき	400円
午後8時から午前7時まで 1時間につき	800円

※トイレの開錠時間：8：30～16：30

【駐車場利用料金の算定方法】

駐車場の整備・維持管理にかかる費用をもとに、利用者の負担額を算定

① 駐車場の整備費

建設工事費から交付税措置分を控除し、残額を10年間で負担するものとして算定

② 維持管理費

1年間の駐車場維持管理委託費を加算

【駐車場利用料金の算定方法】

③ 年間の利用台数で按分

年間の駐車見込み台数で割り、1台あたりの費用を算定

④ 受益者負担率を適用

利用者に負担いただく額を算定

→ 1台あたり 447円

【駐車場利用料金の算定方法】

- ⑤ 周辺の民営駐車場とのバランスを考慮
周辺のコインパーキング料金との大きな乖離が生じないように調整
→ 日中：400円/1時間あたり

【夜間料金設定の考え方】

地元住民の皆様からの要望等を踏まえ、夜間の長時間駐車を抑制するとともに、公園周辺の安全・防犯にも配慮した料金設定とした。

→日中 400円／1時間

→夜間 800円／1時間

今後のスケジュールなど

(1)パブリックコメントの実施

改正案について、皆様のご意見を広く募集します。

期間：令和8年9月9日～ 10月8日

(2)その他

今秋以降に第2期工事として残りの園路整備や、駐車場の整備などを行います。

(公園の整備工事に関する近隣住民向け説明会は別途開催予定です。)

ご清聴ありがとうございました

質疑応答

逗子市都市公園条例(昭和49年逗子市条例第13号)新旧対照表 (抜粋)

現行			改正後 (案)			備考
逗子市都市公園条例 昭和49年 3 月22日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和58年から改正経過を注記した。 逗子市公園条例(昭和33年逗子市条例第 5 号)の全部を改正する。 別表第 1 (第 2 条関係)			逗子市都市公園条例 昭和49年 3 月22日 逗子市条例第13号 〔注〕昭和58年から改正経過を注記した。 逗子市公園条例(昭和33年逗子市条例第 5 号)の全部を改正する。 別表第 1 (第 2 条関係)			
種別	名称	位置(代表地番)	種別	名称	位置(代表地番)	
地区公園	第一運動公園	逗子市池子1丁目275番1	地区公園	第一運動公園	逗子市池子1丁目275番1	
	池子の森自然公園	逗子市池子字花ノ瀬60番1		池子の森自然公園	逗子市池子字花ノ瀬60番1	
特殊公園	披露山公園	逗子市新宿5丁目1851番	特殊公園	披露山公園	逗子市新宿5丁目1851番	
	蘆花記念公園	逗子市桜山8丁目2151イ―1番		蘆花記念公園	逗子市桜山8丁目2151イ―1番	
近隣公園	桜山中央公園	逗子市桜山5丁目375番11	近隣公園	桜山中央公園	逗子市桜山5丁目375番11	
	久木大池公園	逗子市久木8丁目1287番2		久木大池公園	逗子市久木8丁目1287番2	
				小坪はれやま公園	逗子市小坪2丁目1042番	

	大崎公園	逗子市小坪4丁目739番
街区公園	下田公園	逗子市逗子2丁目75番8
	亀井児童公園	逗子市逗子5丁目976番
	柳原公園	逗子市桜山1丁目70番1
	向原西公園	逗子市桜山3丁目85番36
	向原東公園	逗子市桜山4丁目49番2
	中里児童公園	逗子市桜山4丁目287番1
	桜山上公園	逗子市桜山5丁目327番
	みどりヶ丘公園	逗子市桜山5丁目375番1 5
	持田公園	逗子市桜山5丁目419番
	なごみの丘公園	逗子市桜山5丁目533番3
	桜山公園	逗子市桜山6丁目1097番 71
	才戸児童公園	逗子市桜山6丁目1289番
	葉桜公園	逗子市桜山6丁目1326番 29
	鳴鶴公園	逗子市桜山9丁目2438番 21
	桜山ニューライフ公園	逗子市桜山9丁目2507番 6

		1
	大崎公園	逗子市小坪4丁目739番
街区公園	下田公園	逗子市逗子2丁目75番8
	亀井児童公園	逗子市逗子5丁目976番
	柳原公園	逗子市桜山1丁目70番1
	向原西公園	逗子市桜山3丁目85番36
	向原東公園	逗子市桜山4丁目49番2
	中里児童公園	逗子市桜山4丁目287番1
	桜山上公園	逗子市桜山5丁目327番
	みどりヶ丘公園	逗子市桜山5丁目375番1 5
	持田公園	逗子市桜山5丁目419番
	なごみの丘公園	逗子市桜山5丁目533番3
	桜山公園	逗子市桜山6丁目1097番 71
	才戸児童公園	逗子市桜山6丁目1289番
	葉桜公園	逗子市桜山6丁目1326番 29
	鳴鶴公園	逗子市桜山9丁目2438番 21
	桜山ニューライフ公園	逗子市桜山9丁目2507番 6

泉沢公園	逗子市沼間1丁目125番1 6
南台児童公園	逗子市沼間1丁目137番1 5
エルデ公園	逗子市沼間2丁目1519番 21
アーデンヒルやまびこ 公園	逗子市沼間3丁目301番6
アーデンヒル中央公園	逗子市沼間3丁目301番1 06
アーデンヒルつどいの 広場	逗子市沼間3丁目301番1 48
アーデンヒル花の森公 園	逗子市沼間3丁目301番2 27
柚沢公園	逗子市沼間4丁目1174番
グリーンヒル見晴公園	逗子市沼間5丁目759番5 2
グリーンヒルピッチン グ広場公園	逗子市沼間5丁目759番7 8
グリーヒル砂場公園	逗子市沼間5丁目765番1 50
グリーンヒルフラワー 公園	逗子市沼間5丁目765番2 52

泉沢公園	逗子市沼間1丁目125番1 6
南台児童公園	逗子市沼間1丁目137番1 5
エルデ公園	逗子市沼間2丁目1519番 21
アーデンヒルやまびこ 公園	逗子市沼間3丁目301番6
アーデンヒル中央公園	逗子市沼間3丁目301番1 06
アーデンヒルつどいの 広場	逗子市沼間3丁目301番1 48
アーデンヒル花の森公 園	逗子市沼間3丁目301番2 27
柚沢公園	逗子市沼間4丁目1174番
グリーンヒル見晴公園	逗子市沼間5丁目759番5 2
グリーンヒルピッチン グ広場公園	逗子市沼間5丁目759番7 8
グリーヒル砂場公園	逗子市沼間5丁目765番1 50
グリーンヒルフラワー 公園	逗子市沼間5丁目765番2 52

グリーンヒルテニス公園	逗子市沼間5丁目765番283
沼間大山公園	逗子市沼間5丁目847番74
グリーンヒルこかげ公園	逗子市沼間5丁目848番2
グリーンヒルつばき公園	逗子市沼間5丁目848番157
篠山公園	逗子市沼間6丁目1092番2
池子児童公園	逗子市池子1丁目51番
アザリエ南公園	逗子市池子2丁目283番486
アザリエ望洋公園	逗子市池子2丁目283番536
アザリエやまゆり公園	逗子市池子2丁目283番549
アザリエ展望公園	逗子市池子2丁目332番4
アザリエ坂道公園	逗子市池子2丁目338番66
廻り倉児童公園	逗子市池子2丁目350番
アザリエ東公園	逗子市池子3丁目525番1

グリーンヒルテニス公園	逗子市沼間5丁目765番283
沼間大山公園	逗子市沼間5丁目847番74
グリーンヒルこかげ公園	逗子市沼間5丁目848番2
グリーンヒルつばき公園	逗子市沼間5丁目848番157
篠山公園	逗子市沼間6丁目1092番2
池子児童公園	逗子市池子1丁目51番
アザリエ南公園	逗子市池子2丁目283番486
アザリエ望洋公園	逗子市池子2丁目283番536
アザリエやまゆり公園	逗子市池子2丁目283番549
アザリエ展望公園	逗子市池子2丁目332番4
アザリエ坂道公園	逗子市池子2丁目338番66
廻り倉児童公園	逗子市池子2丁目350番
アザリエ東公園	逗子市池子3丁目525番1

	63
アザリエ山下公園	逗子市池子3丁目525番2 52
アザリエ中公園	逗子市池子3丁目560番4
アザリエ学校前公園	逗子市池子3丁目561番3 1
アザリエ第2小公園	逗子市池子3丁目598番9 6
逗子ビューハイツ公園	逗子市山の根1丁目205 番2
ファミリー逗子公園	逗子市山の根1丁目435 番13
山の根松本公園	逗子市山の根3丁目92番 2
松本谷戸公園	逗子市山の根3丁目159 番39
ふれあい公園	逗子市久木1丁目505番1
久木風早公園	逗子市久木3丁目380番1
なかよし公園	逗子市久木5丁目1620番 26
ハイランド朝陽丘公園	逗子市久木6丁目1397番 1

	63
アザリエ山下公園	逗子市池子3丁目525番2 52
アザリエ中公園	逗子市池子3丁目560番4
アザリエ学校前公園	逗子市池子3丁目561番3 1
アザリエ第2小公園	逗子市池子3丁目598番9 6
逗子ビューハイツ公園	逗子市山の根1丁目205 番2
ファミリー逗子公園	逗子市山の根1丁目435 番13
山の根松本公園	逗子市山の根3丁目92番 2
松本谷戸公園	逗子市山の根3丁目159 番39
ふれあい公園	逗子市久木1丁目505番1
久木風早公園	逗子市久木3丁目380番1
なかよし公園	逗子市久木5丁目1620番 26
ハイランド朝陽丘公園	逗子市久木6丁目1397番 1

久木若草児童公園	逗子市久木6丁目1608番
ハイランド夕陽台公園	逗子市久木8丁目343番4
ハイランドつつじヶ丘公園	逗子市久木8丁目1290番49
ハイランド西ヶ丘公園	逗子市久木8丁目1397番317
風の丘公園	逗子市久木8丁目1423番220
亀ヶ岡公園	逗子市小坪1丁目1396番69
一の沢公園	逗子市小坪1丁目1541番5
たきが谷公園	逗子市小坪2丁目1048番34
披露山児童公園	逗子市小坪3丁目658番1
大谷戸公園	逗子市小坪3丁目960番13
小坪グリーンテラス公園	逗子市小坪5丁目240番7
小坪海浜公園	逗子市小坪5丁目426番
小坪飯島公園	逗子市小坪5丁目439番2
イリオス公園	逗子市小坪6丁目140番8

久木若草児童公園	逗子市久木6丁目1608番
ハイランド夕陽台公園	逗子市久木8丁目343番4
ハイランドつつじヶ丘公園	逗子市久木8丁目1290番49
ハイランド西ヶ丘公園	逗子市久木8丁目1397番317
風の丘公園	逗子市久木8丁目1423番220
亀ヶ岡公園	逗子市小坪1丁目1396番69
一の沢公園	逗子市小坪1丁目1541番5
たきが谷公園	逗子市小坪2丁目1048番34
披露山児童公園	逗子市小坪3丁目658番1
大谷戸公園	逗子市小坪3丁目960番13
小坪グリーンテラス公園	逗子市小坪5丁目240番7
小坪海浜公園	逗子市小坪5丁目426番
小坪飯島公園	逗子市小坪5丁目439番2
イリオス公園	逗子市小坪6丁目140番8

		南ヶ丘西公園	逗子市小坪7丁目1110番 190
		南ヶ丘東公園	逗子市小坪7丁目1110番 191
		けやきの広場	逗子市新宿4丁目1537番 7
		浪子不動園地	逗子市新宿5丁目1827番 2
		かけ山公園	逗子市新宿5丁目1897番 5
	緑地	才戸緑地	逗子市桜山6丁目1326番 67
		台山緑地	逗子市沼間1丁目22番1
		沼間大山緑地	逗子市沼間5丁目847番1
		名越緑地	逗子市久木9丁目1835番 2
		池子の森緑地	逗子市久木字東諏訪ノ 谷901番
		大崎緑地	逗子市小坪4丁目745番
		滝の谷緑地	逗子市小坪7丁目1190番 1

別表第3(第6条関係)

		南ヶ丘西公園	逗子市小坪7丁目1110番 190
		南ヶ丘東公園	逗子市小坪7丁目1110番 191
		けやきの広場	逗子市新宿4丁目1537番 7
		浪子不動園地	逗子市新宿5丁目1827番 2
		かけ山公園	逗子市新宿5丁目1897番 5
	緑地	才戸緑地	逗子市桜山6丁目1326番 67
		台山緑地	逗子市沼間1丁目22番1
		沼間大山緑地	逗子市沼間5丁目847番1
		名越緑地	逗子市久木9丁目1835番 2
		池子の森緑地	逗子市久木字東諏訪ノ 谷901番
		大崎緑地	逗子市小坪4丁目745番
		滝の谷緑地	逗子市小坪7丁目1190番 1

別表第3(第6条関係)

都市公園の名 称	有料の公 園施設の 種類	休場日	開場時間
第一運動公園	テニスコ ート 野球場 弓道場	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、野球場及び弓道場は4月1日から8月31日までの土曜日、日曜日、休日については午前8時から午後6時まで、テニスコートは5月15日から8月15日までは午前9時から午後7時まで
	水泳プー ル	1月1日から7月15日まで及び9月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後5時30分まで
	駐車場		午前7時30分から午後9時15分まで
	大型自動 車用駐車 場	(1) 月曜日(休日を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後9時15分まで。ただし、4月1日から8月31日までの土曜

都市公園の名 称	有料の公 園施設の 種類	休場日	開場時間
第一運動公園	テニスコ ート 野球場 弓道場	(1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後5時まで。ただし、野球場及び弓道場は4月1日から8月31日までの土曜日、日曜日、休日については午前8時から午後6時まで、テニスコートは5月15日から8月15日までは午前9時から午後7時まで
	水泳プー ル	1月1日から7月15日まで及び9月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後5時30分まで
	駐車場		午前7時30分から午後9時15分まで
	大型自動 車用駐車 場	(1) 月曜日(休日を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後9時15分まで。ただし、4月1日から8月31日までの土曜

			日、日曜日、休日については午前7時45分から午後9時15分まで
池子の森自然公園	400メートルトラック テニスコート 野球場(大) 野球場(小) 駐車場	(1) 月曜日(休日を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、400メートルトラックの個人使用については午前9時から日没まで
			午前8時45分から午後9時15分まで
小坪飯島公園	水泳プール	1月1日から7月15日まで及び9月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後5時30分まで

備考 市長は特に必要があるとき、休場日及び開場時間を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定める

			日、日曜日、休日については午前7時45分から午後9時15分まで
池子の森自然公園	400メートルトラック テニスコート 野球場(大) 野球場(小) 駐車場	(1) 月曜日(休日を除く。) (2) 12月28日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時まで。ただし、400メートルトラックの個人使用については午前9時から日没まで
			午前8時45分から午後9時15分まで
小坪飯島公園	水泳プール	1月1日から7月15日まで及び9月1日から12月31日まで	午前8時30分から午後5時30分まで

備考 市長は特に必要があるとき、休場日及び開場時間を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定める

ことができる。

別表第5（第13条関係）

5 有料の公園施設の使用料

公園名	施設の種類	単位	金額	備考
第一運動公園	テニスコート	1面2時間につき	認定団体：800円 個人（市内）：800円 個人（市外）：1,600円	2時間を超えて使用する場合は、その超える使用1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき、金額の1時間相当額を加算する。
	野球場	1面2時間につき	認定団体：2,300円 その他：4,600円	
	弓道場	個人	午前 市内：100円 市外：200円	
			午後 市内：100円 市外：200円	
		専用	午前 認定団体：1,000円 その他：2,000円	
			午後 認定団体：1,000円	

ことができる。

別表第5（第13条関係）

5 有料の公園施設の使用料

公園名	施設の種類	単位	金額	備考
第一運動公園	テニスコート	1面2時間につき	認定団体：800円 個人（市内）：800円 個人（市外）：1,600円	2時間を超えて使用する場合は、その超える使用1時間（1時間未満の端数は、1時間とする。）につき、金額の1時間相当額を加算する。
	野球場	1面2時間につき	認定団体：2,300円 その他：4,600円	
	弓道場	個人	午前 市内：100円 市外：200円	
			午後 市内：100円 市外：200円	
		専用	午前 認定団体：1,000円 その他：2,000円	
			午後 認定団体：1,000円	

			円 その他：2,000円	
		1日	認定団体：2,000円 円 その他：4,000円	
水泳プール	個人	1人1回につき	大人 市内：200円 市外：500円 小人(小・中学生) 100円	
		専用	午前 8,000円 午後 8,000円 1日 20,000円	
	駐車場	1時間以内(ただし30分以内は無料とする。)	100円	上限額は、駐車1回につき1日600円までとする。(1日とは、午前0時から午後12時までの間をいう。)
		1時間を30分ごと(30分未満の端数の時間は30分とする。)	30分を30分未満の端数の時間に50円を加算す	

			円 その他：2,000円	
		1日	認定団体：2,000円 円 その他：4,000円	
水泳プール	個人	1人1回につき	大人 市内：200円 市外：500円 小人(小・中学生) 100円	
		専用	午前 8,000円 午後 8,000円 1日 20,000円	
	駐車場	1時間以内(ただし30分以内は無料とする。)	100円	上限額は、駐車1回につき1日600円までとする。(1日とは、午前0時から午後12時までの間をいう。)
		1時間を30分ごと(30分未満の端数の時間は30分とする。)	30分を30分未満の端数の時間に50円を加算す	

			る。	
	大型自動車用駐車場	1台1日1回につき	1,000円	1日とは、午前0時から午後12時までを単位とする期間をいう。
池子	400メートル	個人専用につき	無料	
の森	トラック	2時間につき	認定団体：3,000円 その他：6,000円	2時間を超えて使用する場合、その超える
自然公園	テニスコート	1面2時間につき	認定団体：800円 個人(市内)：800円 個人(市外)：1,600円	使用1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき、金額の1時間相当
	野球場(大)	1面2時間につき	認定団体：2,300円 その他：4,600円	額を加算する。
	野球場(小)	1面2時間につき	認定団体：2,000円 その他：4,000円	
	照明設備	400メートル	3,000円	30分未満の端数の時間は、30

			る。	
	大型自動車用駐車場	1台1日1回につき	1,000円	1日とは、午前0時から午後12時までを単位とする期間をいう。
池子	400メートル	個人専用につき	無料	
の森	トラック	2時間につき	認定団体：3,000円 その他：6,000円	2時間を超えて使用する場合、その超える
自然公園	テニスコート	1面2時間につき	認定団体：800円 個人(市内)：800円 個人(市外)：1,600円	使用1時間(1時間未満の端数は、1時間とする。)につき、金額の1時間相当
	野球場(大)	1面2時間につき	認定団体：2,300円 その他：4,600円	額を加算する。
	野球場(小)	1面2時間につき	認定団体：2,000円 その他：4,000円	
	照明設備	400メートル	3,000円	30分未満の端数の時間は、30

	テニスコート	30分につき	200円	分とする。
	野 球 場 (大)	30分につき	2,000円	
	野 球 場 (小)	30分につき	1,000円	
	野 球 場 (小)	30分につき	1,000円	
駐車場	1 時 間 以 内 (た だ し30分以 内は無料 とする。)		100円	上限額は、駐車 1回につき1日6 00円までとす る。(1日とは、 午前0時から午
	1 時 間 を 超える場 合	30分ごと (30分未 満の端数の時間 は30分とする。)		後12時までを 単位とする期 間をいう。)

	テニスコート	30分につき	200円	分とする。
	野 球 場 (大)	30分につき	2,000円	
	野 球 場 (小)	30分につき	1,000円	
	野 球 場 (小)	30分につき	1,000円	
駐車場	1 時 間 以 内 (た だ し 30 分 以 内 は 無 料 と す る。)	100円	上限額は、駐車1回につき1日600円までとする。(1日とは、午前0時から午後12時までの間をいう。)	
	1 時 間 を 超 え る 場 合	30分ごと(30分未満の端数の時間とする。)	後12時までの間をいう。)	

				に50円を加算する。	
小坪飯島公園	水泳プール	個人	1人1回につき	大人 市内：200円 市外：500円 小人(小・中学生) 100円	
		専用	午前	8,000円	
			午後	8,000円	
			1日	20,000円	

				に50円を加算する。	
小坪飯島公園	駐車場		午前7時から午後8時まで1時間につき	400円	
			午後8時から午前7時まで1時間につき	800円	
小坪飯島公園	水泳プール	個人	1人1回につき	大人 市内：200円 市外：500円 小人(小・中学生) 100円	
		専用	午前	8,000円	
			午後	8,000円	
			1日	20,000円	

備考 1 認定団体とは、10名以上の団体で、かつ、7割以上を市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている登録した団体をいう。 2 認定団体の登録の有効期間は、毎年3月31日までとし、4月1日に更新する。 3 市内とは市内に在住、在勤又は在学する者を、市外とはそれ以外の者をいう。	備考 1 認定団体とは、10名以上の団体で、かつ、7割以上を市内に在住、在勤又は在学する者で構成されている登録した団体をいう。 2 認定団体の登録の有効期間は、毎年3月31日までとし、4月1日に更新する。 3 市内とは市内に在住、在勤又は在学する者を、市外とはそれ以外の者をいう。	
--	--	--